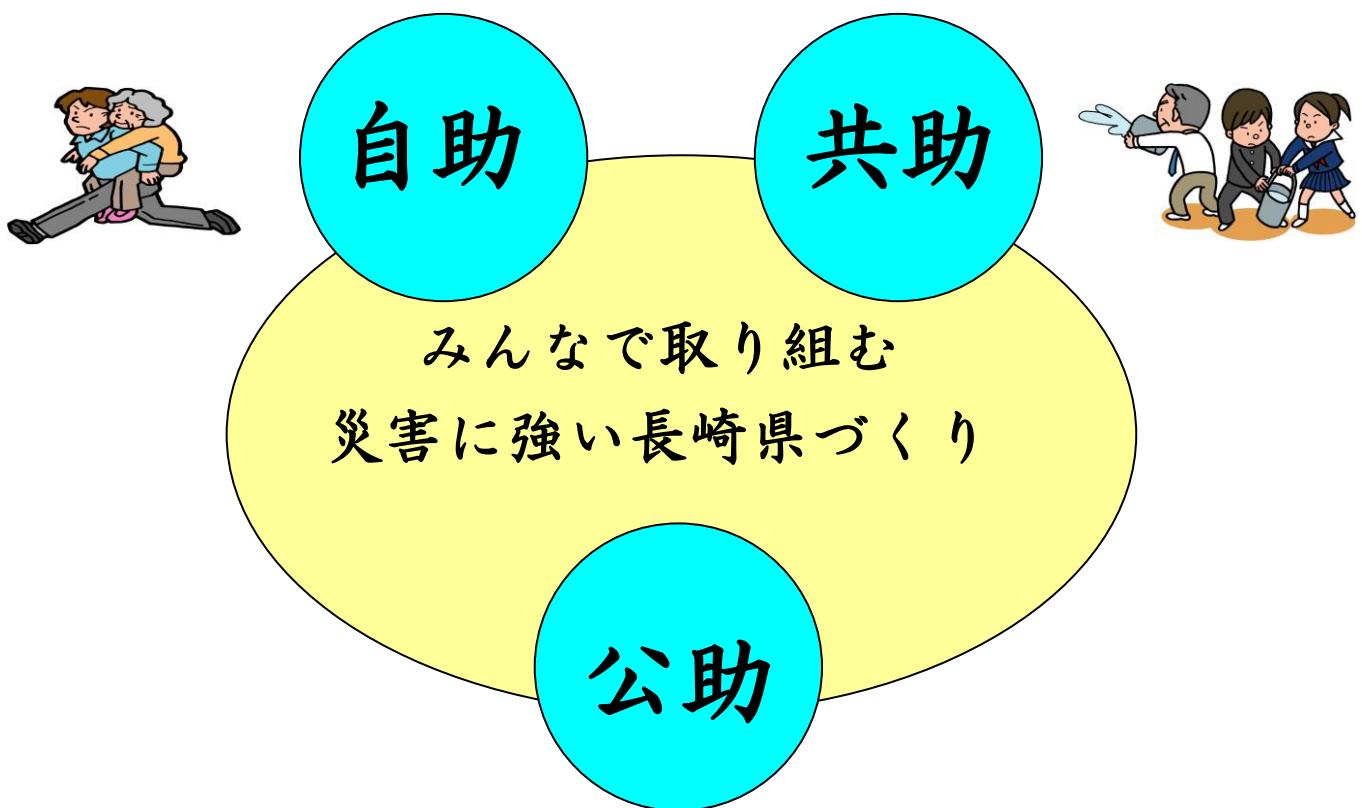


平成25年4月1日施行

みんなで取り組む 災害に強い長崎県づくり条例

自らの安全は自らで守る

地域を守るために助け合い



長 崎 県

今、どうして条例が必要なのか？

長崎県は、これまで度々災害におそわれていますが、近年、いつでもどこでも起こりうる直下型地震、地球温暖化による大雨の頻度増加、台風の大型化などによる災害の頻発・激甚化が懸念されています。

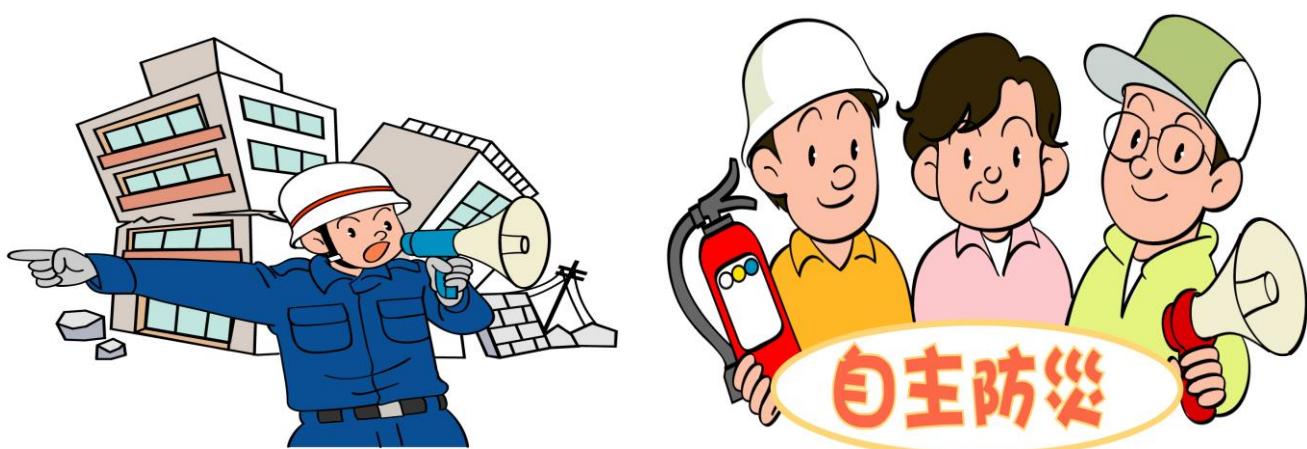
また、少子・高齢化の進行などによる、地域コミュニティーの衰退から地域防災力の低下が懸念されています。

長崎県の防災対策は、これまで県や市町など行政が中心となって対策をすすめてきましたが、これからは、より効果的に、地域のみなさんとともに助け合う仕組みづくりを進めていく必要があります。

この条例が目指すものは？

災害から「自分や家族を守りたい」、「地域を守りたい」と願うのは県民みんなの思いです。

この条例では、県や市町による「公助」は言うまでもなく、災害から自分や家族を守る「自助」、地域の力で助け合う「共助」を盛んにするため、みんなに取り組んでいただきたいことや、みんなの取り組みを後押しする県の支援策などを定め、県民みんなが安心して暮らしていくける「災害に強い長崎県」を実現することを目指しています。



自助

「自分を守る」「家族を守る」
県民の皆様に取り組んでいただきたいこと

災害から自分や家族を守るために、一人ひとりが防災意識を高め、災害がおきる前から正しい知識をみにつけ、普段から防災活動に取り組み災害に備えることが大切です。

災害への備え

- 防災訓練への参加や、県や市町などが提供する災害などに関する情報を活用し、防災に関する知識を身につけましょう。
- 過去に経験した災害の教訓を伝承し、今後の防災対策にいかしましょう。
- 自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。
- 災害時に必要となる水、食料、医薬品などの物資を備蓄し、災害などに関する情報を収集できる機材を準備しましょう。
- 所有する建築物や家財などについて、倒壊や転倒を防止する措置を講じましょう。
- あらかじめ、自ら災害などの情報を収集しましょう。

災害がおきたときは、まず自分や家族の身を守ることを第一に考え、避難することが大事です。自分や家族の身を守ったあとは、地域の一員として被害が広がらないように助け合いましょう。

災害がおきたときの行動

- 自主的に避難するよう心がけ、市町長の避難勧告などには、すみやかに応じて行動しましょう。その際は、避難行動要支援者や旅行者などの避難に配慮しましょう。
- 所有する建物などが倒壊したときは、身の安全に支障がない範囲で火災など二次災害による被害の発生を防止しましょう。

共助

「地域を守る」

自主防災組織等、事業者の皆様に
取り組んでいただきたいこと

災害がおきたときはもちろん、日頃から地域の皆様が一緒になって防災活動に取組み、地域を守り、助けるために重要な働きをするのが、自治会などで組織される自主防災組織です。

また、会社や工場などを営む事業者の皆様も地域の一員として、災害がおきたとき、そこで働く人材、専門的な技術、機械や原材料などを地域の支援に活かすことが期待されます。

阪神・淡路大震災では、救出された人たちの約8割が、家族や近所の方々により救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて注目されています。

災害への備え

- 自主防災組織や事業者は、定期的に防災訓練を実施し、地域住民や従業員に防災知識を普及しましょう。
- 自主防災組織や事業者は、あらかじめ初期消火や負傷者の救助に必要な物資や資機材を備蓄し、整備・点検しましょう。
- 事業者は、所有する建築物や家財などについて、倒壊や転倒を防止する措置を講じましょう。
- 事業者は、災害時に事業の中止防止及び早期再開するための計画（事業継続計画）を作成しましょう。
- 観光施設などの管理者は、施設利用者にあらかじめ、避難場所・避難経路を説明しましょう。

災害がおきたときの行動

- 自主防災組織は、地域住民の安全を確保するため、災害についての情報伝達、避難誘導などを行いましょう。その際は、避難行動要支援者の避難に配慮しましょう。
- 事業者は、所有する建物などが倒壊したときは、身の安全に支障がない範囲で火災など二次災害による被害の発生を防止しましょう。
- 事業者は、その所有する施設の利用者、従業員、地域住民の安全確保のため、災害についての情報提供、避難場所への誘導などを行いましょう。

公助

「自助・共助の後押し」
県や市町が取り組むこと

県や市町では、県民の皆様の生命や財産を守るために、国の法律（災害対策基本法）などに基づいて、様々な防災対策を行っていますが、この条例では、市町や県が行う防災対策の基本となる事項を定めています。

県の取り組み

- 県民の皆様の防災教育、防災訓練の機会を確保し、防災推進員の育成に努めます。
- 災害教訓の伝承の重要性を普及啓発し、県民の皆様の災害教訓を伝承する取り組みを支援します。
- 災害応急対策に必要となる物資の備蓄を行います。
- 災害時の避難場所の提供、食料、医薬品などの物資の供給、緊急輸送などが的確かつ迅速にできるよう、事業者との協定締結に努めます。
- 孤立地区に対する医療の提供、物資の輸送、情報の提供などに関する体制の整備を図ります。
- 災害などの情報を収集し、広く県民の皆様に周知します。
- 災害時要援護者への支援を円滑に行うための対策を実施します。
- 旅行者の安全の確保するための環境整備を図ります。
- 防災ボランティアとの連携及び必要な支援を行います。
- 広域的な医療体制の整備を図ります。
- 公衆衛生の確保のための体制の整備を図るよう努めます。
- 大規模災害時の限られた人員、物資などで災害応急対策を適切に実施するために業務継続計画（BCP）を策定します。
- 災害復旧及び復興の円滑かつ計画的な実施を推進します。
- 県の防災に関する施策に、県民の皆様の意見を反映させるための措置を実施します。

市町の取り組み

- 災害時に、災害に関する情報を住民に的確に情報提供できる体制の整備に努めます。
- ハザードマップを作成し、住民に周知するよう努めます。
- 自主防災組織の育成を促進し、その活動を支援するよう努めます。
- 消防団の充実強化に努めます。
- 災害応急対策に必要な物資の備蓄に努めます。
- 避難場所、避難所（福祉避難所を含む）、避難経路などを定めた避難計画の策定、災害時に円滑に避難するための標識などの整備に努めます。
- 医療救護体制の整備に努めます。
- 大規模災害時の限られた人員、物資などで災害応急対策を適切に実施するために業務継続計画（BCP）の策定に努めます。

長崎県防災月間

条例では、過去に諫早大水害(昭和32年)や長崎大水害(昭和 57 年)が発生した7月を「長崎県防災月間」と定めて、広く防災についての関心と理解を深める取り組みを行っていくことにしています。 ● 7月1日～7月31日

■お問い合わせ先

長崎県 危機管理部 防災企画課

電話 095-895-2143 (ダイヤルイン)
電子メール s19100@pref.nagasaki.lg.jp

↓ 条例の全文はこちらから

※長崎県庁 HP

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/bosai-kokuminhogo/bousaigyo/sei/bosai_shiryo/588119.html

